

名鉄協商パーキング駐車場管理規程

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 利用（第11条—第19条）
- 第3章 駐車料金及び算定等（第20条—第27条）
- 第4章 引取りのない車両の措置（第28条—第31条）
- 第5章 管理責任及び損害賠償（第32条—第35条）
- 第6章 反社会的勢力の排除（第36条）
- 第7章 雑則（第37条—第40条）
- [別記 1 ビジネスカード利用約款](#)
- [別記 2 ポイントカード会員規約](#)
- [別記 3 駐車サービス券利用案内](#)

（平成25年5月1日制定）

第1章 総則

（目的）

第1条

本規程は、名鉄協商株式会社（以下「会社」という。）が営業する駐車場の運営及び利用に関し必要な事項を定めることを目的とします。

（車両の定義）

第2条

本規程で定義する車両とは、四輪自動車（道路交通法第2条1項第9号、道路運送車両法第2条第2項で規程する自動車の内）を指し、自動二輪車、原動付自転車、足踏み自転車、小型特殊自動車等は対象外とします。

(契約の成立)

第3条

駐車場の利用者（以下「お客様」という。）は、本規程を了承の上駐車場を利用します。

2. お客様と会社との駐車場利用契約は、お客様の車両が駐車場内に入庫した時点で成立します。

(駐車場所の提供)

第4条

会社は、駐車場をお客様に対して車両の「駐車場所」として有償で提供するものであり、車両を預かるものではありません。また、お客様は、駐車場を車両の駐車以外の用途の目的では利用できません。

(駐車場の定義)

第5条

本規程で定義する駐車場は、次の通りとします。

- ① ゲート式駐車場（自動精算機のある駐車場）
出入口にゲートバーを設置して、車両の入出庫数の計測により制御・管理する形態の駐車場。
- ② ロック板式駐車場（自動精算機のある駐車場）
駐車枠内の地上面に設置してあるロック板（金属製の板）により、車両を制御・管理する形態の駐車場。
- ③ 機械式立体駐車場（自動精算機のある駐車場）
立体的に保管する機械式構造の駐車場で、車両を庫内の所定位置まで入出庫する形態の駐車場。
- ④ レジ式駐車場（自動精算機のない駐車場）
会社係員により車両の入出庫と駐車料金を管理する形態の駐車場。駐車場により、会社係員の在駐時間が、異なります。

(駐車場利用の種類)

第6条

駐車場の利用形態は、次の通りです。

- ① 一時利用 時間制駐車場で、駐車料金は駐車時間に応じます。
- ② 定期駐車券利用 別途契約が必要です。定期駐車券で駐車場に入出庫します。
- ③ 月ぎめ利用 別途契約が必要です。

(営業時間と入出庫時間)

第7条

駐車場の営業時間は、原則として24時間とします。

2. 駐車場により、入出庫可能時間が異なっている場合があります。駐車場内の掲示等で確認してください。

(駐車時間)

第8条

駐車場の利用時間は、入庫から最長48時間までとします。（月ぎめ利用・定期駐車券利用は除く。）なお、事前に会社から承諾を受けている場合、または、他の駐車時間が掲示されている場合は、この限りではありません。

(駐車できる車両)

第9条

駐車場に駐車することができる車両(積載物及び取付け物を含む。以下同じ。)は、次の基準に該当する車両に限ります。但し、駐車場内に他の入庫車両制限を掲示している場合は、その制限表掲示によります。

- 全 長 3.3m 以上 5.0m 以下
- 全 幅 1.4m 以上 1.9m 以下
- 全 高 1.5m 以上 2.3m 以下
- 地 上 高 15cm 以上 25cm 以下
- 車両総重量 2t 以下

2. 前項の基準に該当する車両でも、次の車両は駐車することができません。

- ① 車両入庫認識装置が作動しない可能性がある形状の車両。
- ② オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
- ③ エアロパーツ装着等、ロック板との接触により入庫障害を起こすおそれのある車両。
- ④ 無登録・車検切れ等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- ⑤ 自動車登録番号に覆いがされ、また、取り外されている等により、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
- ⑥ 自動車登録事項に変更があるにもかかわらず、変更登録手続きが済んでいない車両。
- ⑦ 仮登録中等、車体の特定が困難な車両。
- ⑧ エンジン(原動機等)が取り付けでない車両(キャンピングカー等)。
- ⑨ 危険物等を積載し、汚染物質、その他安全若しくは衛生を害するおそれのある物または悪臭発生若しくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

(営業休止等)

第10条

会社は、次の場合に駐車場の全部または一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避を行うことができます。

- ① 天災地変(台風、降雪、大雨、強風、地震等)、火災、浸水、爆発、施設または器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生、または、発生するおそれがあると認められる場合。
- ② 施設の維持メンテナンスのための、点検・検査・修理等の場合。
- ③ 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合。
- ④ 清掃または消毒を行うために必要があると認められる場合。
- ⑤ 前4号に掲げる場合のほか、管理上特に必要がある場合。

第2章 利用

(駐車場の入出庫)

第11条

駐車場別の入出庫の手順は、次の通りとします。なお、管理上必要があるときは、駐車場の全部または一部を閉鎖することがあります。

2. ゲート式駐車場に駐車するとき。

- ① 入庫するときは、入口で発券機から駐車券を受取り入庫します。
- ② 出庫するときは、出口の自動精算機に駐車券を返納し、所定の駐車料金を支払い出庫します。
- ③ 定期駐車券利用は、発券機で定期駐車券の確認を受けて入庫し、出庫は、自動精算機で確認を受け出庫します。なお、契約により駐車料金が差額が発生した場合は、その差額を支払い出庫します。

3. ロック板式駐車場に駐車するとき。

- ① 入庫するときは、ロック板が下がっていることを確認の上、安全確認をしながら最徐行にて所定の位置に駐車してください。
- ② ロック板は、車両の足底部に接触します。
- ③ 出庫するときは、駐車位置番号を確認後、自動精算機に所定の駐車料金を支払い、ロック板が下がっていることを確認し、3分以内に出庫してください。
- ④ ロック板が完全に下がらない場合は、車両を動かさず、会社コールセンターまで連絡してください。

4. 機械式駐車場（月ぎめ専用駐車場を除く。）に駐車するとき。

- ① 会社係員の指示に従い、安全確認をしながら最徐行にて庫内に入ってください。
- ② 同乗者は、庫内に入る前に車両から降りてください。
- ③ 荷物の出し入れは、庫内ではできません。
- ④ 駐車券は、庫内を出てから、会社係員より受け取ってください。
- ⑤ 車両が、庫内外に接触するおそれがある場合は駐車できません。
- ⑥ 出庫するときは、自動精算機に駐車料金を支払い、会社係員の指示に従い、安全確認をしながら、最徐行にて庫内から、出てください。

5. レジ式駐車場に駐車するとき。

- ① 入口で会社係員に駐車料金を支払い、会社係員の指示若しくは駐車場内の案内に従い駐車してください。

（駐車位置の変更）

第12条

会社は、管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができます。

（遵守事項）

第13条

駐車場内では、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- ① 他の車両・歩行者に十分注意しながら、時速8km以下で徐行してください。
- ② 追い越しをしないでください。
- ③ 出庫する車両の通行を優先してください。
- ④ 警笛をみだりに使用することなく、また静かに運転してください。
- ⑤ 標識、信号機の表示または会社係員の指示に従ってください。
- ⑥ 車両を離れるときは、車内に貴重品等物品を置かないでください。また、車両の窓を閉め、扉・トランクを施錠して盗難防止に努めてください。

（禁止行為）

第14条

駐車場内では、前条に掲げる他、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- ① 駐車中に車両のエンジンをみだりに作動させること。(アイドリングの禁止)
- ② 車室枠以外の場所、車路に駐停車すること、および、ロック板を跨がない駐車、2車室以上を跨いでの駐停車。
- ③ 車両に燃料を補給、または抜き出すこと。
- ④ お客様以外の者が、駐車場内に立ち入ること。
- ⑤ 喫煙、または火器の使用。
- ⑥ 駐車場内外へのごみ(吸殻、空き缶、弁当の空き箱、雑誌等)の放置・投棄、立小便等不衛生な行為。
- ⑦ 他の車両の駐車位置内、事務室、機械室、電気室、倉庫等に許可なく立ち入ると。
- ⑧ 施設、器物または車両を滅失し、破損し、または、汚損するおそれのある行為。
- ⑨ 飲酒、賭け事、騒音を発する行為。
- ⑩ 駐車場内及び車両内で宿泊すること。
- ⑪ 工事作業車等で工事に関わる作業・補助作業等を行うこと。
- ⑫ 演説、宣伝、募金、署名運動等の行為。
- ⑬ 物品の販売、陳列または文書の配布、掲示等を行うこと。
- ⑭ 構築物・構造物等を設置すること。
- ⑮ 会社の業務、または、他のお客様に迷惑となる行為。
- ⑯ 道路交通関係法令に定める道路交通に触れる行為。

(退去等)

第15条

会社は、第13条・第14条に違反したお客様及び該当する車両に対し、駐車場内からの退去等の措置を講ずることがあります。

(届出・応急措置)

第16条

お客様は、次の各号に掲げる事項の場合、速やかに会社係員または、会社コールセンターへ連絡してください。

- ① 交通事故を起こしたとき。
- ② 交通事故、火災または犯罪行為を発見したとき。
- ③ 施設、器物または車両を滅失し、破損し、または、汚損したとき。
- ④ 駐車場内または車両に異常を発見したとき。

2. お客様は、前項の場合、会社等の措置に協力する必要があります。

(入庫拒否)

第17条

会社は、駐車場内が満車である場合は車両の入庫を停止するほか、次の場合、駐車を断り、または、車両を退去させることができます。

- ① 本規程第9条の規程に反する車両。
- ② 施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷し、汚すおそれがあるとき。
- ③ 引火物、爆発物その他の危険物を積載し、または取付けているとき。
- ④ 著しい騒音や臭気を発し、または多量の排気ガス等を出すとき。
- ⑤ 非衛生的なものを積載、取付け、または液汁を出し、物をこぼすおそれがあるとき。

- ⑥ 運転者が、酒気帯びまたは無謀な運転をするおそれがあるとき。
- ⑦ その他、管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第18条

会社は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができます。

- ① お客様が、正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- ② お客様が、出庫する際に所定の駐車料金を支払わないとき、または、定期駐車券を提示しないとき。
- ③ 運転者が、酒気を帯び、または無謀な運転をするおそれがあるとき。
- ④ 第17条又は第19条に規程する事情につき、各措置のため必要があるとき。

(事故に対する措置)

第19条

会社は、駐車場内において事故が発生しまたは発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることがあります。

第3章 駐車料金及び精算等

(時間制駐車料金)

第20条

時間制駐車料金は、車両1台につき、別表第1の通りとします。

(時間制駐車料金における駐車時間)

第21条

時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）とは、次の通りです。

- ① ゲート式・機械式駐車場の場合
駐車場内へ入庫するとき、駐車券に記載された時刻から、出庫するとき、自動精算機で判別した時刻までの時間とします。なお、自動精算機で精算するために、待機している時間及び場内で修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れていた時間も駐車時間となります。
- ② ロック板式駐車場の場合
駐車枠へ入庫から出庫までを駐車時間とします。
- ③ レジ式駐車場の場合
駐車場の場内へ入庫から出庫までを駐車時間とします。

(駐車料金の精算方法)

第22条

駐車料金の精算方法は、次の通りです。

- ① ゲート式駐車場・機械式駐車場の場合
駐車料金の精算は、出庫時に、場内に掲示してある方法で、自動精算機に駐車料金を支払ってください。

② ロック板式駐車場の場合

駐車料金の精算は、出庫前に、駐車位置番号を確認の上、場内に掲示してある方法で、自動精算機に駐車料金を支払ってください。駐車位置番号を間違えて精算をした場合は、その駐車料金の返金はしません。

③ レジ式駐車場の場合

駐車料金は、駐車時に会社係員に支払ってください。なお、会社係員が不在の場合は、備え付けの駐車料金袋に駐車料金を入れて、必要事項を記入のうえ、料金ポストに投函してください。

2. 会社が発行するカード・金券類での精算方法は次の通りです。

① MKPビジネスカードでの駐車料金の精算

契約時の利用条件（利用限度額・利用可能時間等）で、精算ができます。

② MKPポイントカードでの駐車料金の精算

貯まったポイントで精算ができます。その際は、MKPポイントは付与されません。

③ 駐車サービス券で駐車料金の精算

特約店が指定する駐車場で、駐車サービス券を受領した当日のみ使用できます。MKPポイントは付与されません。

④ ギフトカードでの駐車料金の精算

利用可能残高の範囲内で精算できます。

3. 他社が発行するカード（マナカカード等）での精算は、その利用限度額等の条件は、お客様と会社・クレジット会社との契約によります。デビットカードは、使用できません。

4. 第2項及び第3項で精算できる駐車場は、各々の読取機能をもった自動精算機が設置してある駐車場です。会社のホームページ、各駐車場の掲示の案内等にて確認してください。

5. 第2項及び第3項のカード・金券類の利用については、各々の規程・規約・約款等の内容を確認してください。

6. 自動精算機等の故障により駐車料金の精算ができない場合は、会社係員または、会社コールセンターまで連絡してください。会社の案内に従い、駐車料金の精算等をしてください。

（つり銭切れ、領収証の不発行等の場合）

第23条

自動精算機等の故障による領収証の不発行は、会社コールセンターまで連絡してください。郵送にての対応となります。

2. つり銭切れの状態で精算されますと、「預かり書」という書面が自動精算機から発行される場合があります。「預かり書」が発行された場合、もしくは機器の故障による返金は、郵送にての対応となりますので、会社コールセンターまで連絡してください。

（駐車券・定期駐車券の紛失等）

第24条

駐車券・定期駐車券を紛失・忘れ等の場合、会社係員または、会社コールセンターまで連絡してください。会社の案内に従い、駐車料金の精算等をしてください。

（駐車方法）

第25条

駐車場の場内に入庫後は、会社が案内する方法にて、必ず車室枠の線内の中央部分に駐車してください。車室以外の場所に駐停車できません。

(月ぎめ利用契約・定期駐車券利用契約とその駐車料金)

第26条

月ぎめ利用者・定期駐車券利用者は、会社とあらかじめ契約を交わす必要があります。但し、その条件については、駐車場の利用状況等に応じて会社が決定します。

2. 料金は、別表第2のとおりとします。
3. 駐車場の利用等については、別途月ぎめ利用契約・定期駐車券利用契約で定めるほか、以下に定めるところによります。
 - ① 月ぎめ利用契約者・定期駐車券利用契約者がその有効時間または通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第21条の規程により支払してください。
 - ② 月ぎめ利用契約者・定期駐車券利用契約者は、契約時において申請した車両のみ、駐車場を利用できます。なお、車両を変更する場合、事前に所定の変更届を提出し、会社の承認を得なければなりません。
 - ③ 月ぎめ利用契約者・定期駐車券利用契約者が、場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合、会社は、契約を解除する場合があります。

(不正に対する割増金)

第27条

お客様が、次の不正駐車した場合、警察への通報、車両の他の場所へのレッカー移動若しくはチェーン等で施錠する場合があります。その場合、上記諸費用と正規駐車料金の他に、割増金として正規駐車料金の3倍に相当する金額を会社に支払うものとしします。

- ① 第9条「駐車することができる車両」に違反した車両。
 - ② ロック板を踏かないで停めた駐車。
 - ③ 駐車枠線からはみ出して停めた駐車。
 - ④ 車室と車室、または、車室と車路等の中の駐車。
 - ⑤ 車路に停めた駐車。
 - ⑥ 会社の事前の承諾がなく48時間を超えた駐車。
 - ⑦ 駐車料金の支払が完了せずに出庫、または、出庫しようとした場合。
2. 月ぎめ利用・定期駐車券利用の契約の場合、次の方法により不正使用した場合には、会社は、お客様に対し、何らの催告なく、月ぎめ利用契約あるいは定期駐車券利用契約を解除することができ、その場合、お客様は、違約金として、正規駐車料金の3倍に相当する金額を会社に支払うものとしします。
- ① 月ぎめ利用契約と定期駐車券利用契約に申請した以外の車両が、駐車場を利用した場合。
 - ② 券面の表示事項を塗り消し、または改変した場合。
 - ③ 通用期間または有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合。
 - ④ 会社と締結した月ぎめ利用契約と定期駐車券利用契約に係る契約の条項の一つに違反した場合。

第4章 引き取りのない車両の措置

(引き取りの請求)

第28条

お客様が予め会社の承諾を得ることなく第8条に規程する期間を超えて車両を駐車している場合、または月ぎめ利用・定期駐車券利用のお客様が契約期間の満了、解約または解除等により契約が終了となった翌日から起算して48時間を超えて車両

を駐車している場合に於いて、会社はこれらのお客様に対して、通知または駐車場内における掲示の方法により、会社が指定する期日までに当該車両の引取りの請求権を有し、お客様は、指定する期日までに引取る義務を有します。

2. 前項の場合において、お客様が車両の引取りを拒み若しくは引取らないとき、または、会社の過失なく、お客様を確認することができない場合は、会社は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して、通知または駐車場内における掲示の方法により、会社が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができます。この場合において、お客様は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引渡しその他の異議または請求の申立ができないものとします。
3. 前項の請求を書面により行ったにもかかわらず、会社が指定する期日までに車両の引取りがなされない場合は、会社は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなします。
4. 会社は、第1項または前項の規程した期日を経過した後は、車両に生じた損害等について、会社の故意または重大な過によるものを除き、賠償の責を負いません。

（車両の調査）

第29条

会社は、前条の場合において、お客様または所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む）を調査することができます。

（車両の移動）

第30条

会社は、第28条の場合において、管理上支障があるときは、その旨をお客様若しくは所有者等に通知、または、場内において掲示して、車両を他の場所に移動することができます。

（車両の処分）

第31条

会社は、お客様及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取することをせず、または、会社の過失なくしてお客様及び所有者等を確認することができない場合、お客様及び所有者等に対して通知、または、駐車場内における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがない場合は、催告をした日から3ヵ月を経過した後、お客様及び所有者等に対して通知し、または、駐車場内にて掲示予告した上で、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができます。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、お客様及び所有者等に対して通知し、または、駐車場内において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに車両の売却、廃棄その他の処分をすることができます。

2. 会社は、前項の規程により処分した場合は、遅滞なくその旨をお客様及び所有者等に対し通知または駐車場内に掲示します。
3. 会社は、本条の規程により車両を処分した場合において、処分による収入から、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用を控除し、なお不足があるときはお客様及び所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれをお客様或いは所有者等に返納するものとします。

第5章 管理責任及び損害賠償

(管理責任)

第32条

会社は、お客様から駐車利用料金を収受して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認）車両を出庫させた場合において、会社に故意または重大な過失がある場合に限り、その車両に関する責任を負います。

(車両の積載物または取付物・遺留品に関する免責)

第33条

会社は、場内に駐車する車両の積載物または取付物及び車内遺留品等の紛失に関する損害については、賠償の責を負いません。

(免責事由)

第34条

会社は、次の事由によって生じた車両またはお客様の損害については、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負いません。

- ① ロック板の上昇・下降による車両下部の接触。
- ② ロック板が上昇している車室の入出庫による車両の損害。
- ③ 場内における事故及びお客様同士のトラブル。
- ④ 車両の盗難、滅失、損傷、及びその他の損害。
- ⑤ 台風、風水害、地震、火災、落雷等その他の不可抗力による損害。
- ⑥ 機械式駐車場の保守管理時あるいは、機器等のトラブルに起因した損害。（出庫時の待機時間、機会損失等）
- ⑦ 通信回線の混雑・切断、及びサーバー上のトラブルにより、カード類が利用できない場合の損害・損失等。
- ⑧ 駐車場が満車の場合の待機時間、機会損失等。
- ⑨ 駐車場設備（電車高架下駐車場等）の構造上起因する漏水や糞害、油漏その他の損害。
- ⑩ 他の車両に出庫を妨げられた事による損害。
- ⑪ 会社の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他場内における事故。
- ⑫ 第10条の規程による営業休止等の措置。
- ⑬ 第13条・第14条の規程による措置。

(お客様の賠償責任)

第35条

会社は、お客様が本規程若しくは場内に掲示された規程に違反した場合、または、故意若しくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合等、お客様の責に帰すべき事由により会社が損害を受けたときは、そのお客様に対してその損害の賠償を請求することができます。

なお、駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含めて、会社はお客様に対して賠償請求することができます。

第6章 反社会的勢力の排除

(反社会的勢力の排除)

第36条

お客様（これらの役員及び従業員を含む。以下本条において同じ。）は、駐車場を利用する場合次の各号に該当しないことを誓約し、確約します。

- ① 暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロ等、特殊技能暴力集団等または暴力主義的破壊活動を行った団体等若しくは行うことを目的としている団体等。
- ② 前号に掲げる者の外、次項各号に掲げる行為を行う者その他反社会的活動を行う者。
- ③ 前各号に掲げる者が経営に関与している団体等または前各号に掲げる者若しくは、その者が構成する組織の維持・運営に協力し若しくは関与する者。
- ④ その他、前各号に掲げる者に準すると一般的に判断される者。

2. お客様は、自らまたは第三者を利用して、会社に対し、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞の使用等。
- ② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。
- ③ 会社の名誉や信用等を毀損し、または、毀損する恐れのある行為等。
- ④ 会社の業務を妨害し、または、妨害する恐れのある行為等。

3. お客様が第1項に反する場合または前項各号の何れかに該当する行為をした場合には、会社は何らの催告を要せずして当該お客様の使用を断ることができます。また、本規程により使用制限をうけたお客様は、本規程から生じた一切の債務を直ちに会社に弁済するものとします。

4. 前項の規程により使用制限を受けたお客様は、当該制限により生じた損害について、会社に対し一切の請求をすることができません。

第7章 雑則

(その他)

第37条

会社は、お客様及び車両の安全確保、不正利用の取締り及び駐車場機器等の維持・管理等の目的・対処用として、場内を、ビデオ・カメラ等で撮影・録画している場合があります。また、捜査・防犯等の資料として、その録画映像を警察等に提出する場合があります。

2. 会社は、車両に警告書等の文章を貼り付ける場合があります。

(掲示事項の遵守)

第38条

お客様は、本規程に定める事項のほか、会社が駐車場にて掲示する事項を遵守してください。

(本規程の改定)

第39条

会社は、本規程について関係法令の改廃、社会事情の変化等により会社が本規程の改定を必要と判断した場合は、本規程を改定することができるものとします。会社が本規程の改正をした場合は、会社のホームページ (<http://mko.jp>) 等で改定後の規程をすくなくとも1ヶ月前の予告期間において掲載するものとし、予告期間満了後は、新規程が適用されるものとします。

(合意管轄)

第40条

本規程に定めのない事項については、関係法令の諸規則に従うこととし、会社とお客様との間にて万一紛争が生じ、相互に誠意をもって協議したが円満に解決しない場合は、訴訟に拘わらず名古屋簡易裁判所または名古屋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

附 則

本規程は、平成25年5月1日から施行します。

以下余白

別表第1 (第20条関係)

弊社ホームページの該当駐車場ページでご確認してください。

別表第2 (第26条(2)関係)

弊社ホームページの該当駐車場ページでご確認してください。

以下余白